

令和2年第15回北上市教育委員会定例会

1 日 時 令和2年11月25日（水）午後1時15分

2 場 所 北上市役所本庁舎 第2会議室

3 議事日程 別紙

4 会議に出席した委員

平野 憲

高橋 きぬ代

照井 渉

佐藤 和美

高橋 隆紀

5 説明のため出席した職員

(1) 教育部

教育部長	斎藤 昌彦
総務課長	澤藤 樹史
学校教育課長	高橋 秀和
子育て支援課長	石川 貴洋
文化財課長	小田嶋 知世
学校給食センター所長	高橋 良枝
中央図書館長	児玉 康宏
博物館主任	川村 明子
鬼の館長	島津 秀仁

(2) まちづくり部

生涯学習文化課長	及川 勝彦
スポーツ推進課長補佐	嶽間澤 正明

6 議事の大要

教育長の事務報告後、議事が行なわれ、付議された次の議案1件、協議15件が原案のとおり可決、承認された。

- 議案第25号 北上市学校運営協議会規則について
- 協議第33号 北上市教育振興基本計画(素案)について
- 協議第34号 北上市いじめ対策専門委員会委員の任命について
- 協議第35号 北上市保健・子育て支援複合施設条例について
- 協議第36号 北上市ファミリーサポートセンター規則の一部を改正する規則について
- 協議第37号 北上市一時保育事業実施要綱について
- 協議第38号 北上市屋内遊び場事業実施要綱について
- 協議第39号 二子学童保育所の指定管理者の指定について
- 協議第40号 いわさき学童保育所の指定管理者の指定について
- 協議第41号 和賀東学童保育所の指定管理者の指定について
- 協議第42号 樺山歴史の広場の指定管理者の指定について
- 協議第43号 北上総合運動公園体育施設条例の一部改正について
- 協議第44号 村崎野勤労者体育館等の指定管理者の指定について
- 協議第45号 北上市民江釣子体育館等の指定管理者の指定について
- 協議第46号 和賀川グリーンパークテニスコート等の指定管理者の指定について
- 協議第47号 北上市北部交流館の指定管理者の指定について

以下、会議の概要は次のとおり。

(開会 午後 1 時15分)

教育長

ただいまから令和 2 年第15回北上市教育委員会定例会を開催いたします。

ただいまの出席者は 5 人であります。

定足数に達しておりますので、会議は成立いたしております。

日程第 1 、会期の決定を行います。

今定例会の会期は、本日 1 日としたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議無し」との発言あり)

ご異議なしと認めます。よって、会期は本日 1 日と決定いたしました。

次に、日程第 2 報告「1 教育長事務報告」に入ります。

資料は、定例会日程の次にあります、教育長事務報告をご覧ください。

(別紙教育長事務報告により説明)

ただいまの報告について、ご質問がございましたら、お願いします。

(「無し」との発言あり)

それでは日程第 3 議事に入ります。

議案第25号「北上市学校運営協議会規則について」を議題といたします。

議案の朗読を省略して直ちに提案理由の説明を求めます。学校教育課長。

学校教育課長

ただいま上程になりました議案第25号北上市学校運営協議会

規則について、提案の理由を申し上げます。

この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の5の規定に基づき、北上市立学校の運営及び運営に対する必要な支援について協議を行うため、学校運営協議会の設置及び運営に関し、必要な事項を定めようとするものであります。

なお、施行日は、令和2年12月1日からとするものであります。

以上、よろしくご審議の上、原案のとおり議決を賜りますようお願い申し上げます。

教育長

ただいま提案されました議案第25号について、ご質問等がありましたらお願いします。

補足の説明はありますか。

学校教育課長

庁内の法規審査を進めており、全17条にて構成される規則となります。

教育長

改めて、質問等ございますか。

(「無し」との発言あり)

それでは、議案第25号は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議無し」との発言あり)

ご異議なしと認めます。よって、議案第25号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、協議第33号「北上市教育振興基本計画（素案）について」を議題といたします。

議案の朗読を省略して直ちに提案理由の説明を求めます。総務課長。

総務課長

ただいま上程になりました協議第33号北上市教育振興基本計画（素案）について、協議理由を申し上げます。

北上市教育振興基本計画は、令和2年6月23日の第9回教育委員会定例会においてその策定方針を協議させていただいた後、北上市教育振興基本計画策定検討委員会及び北上市教育振興基本計画策定幹事会にて策定を進めて参りました。

今回、計画素案を取りまとめましたので、その内容を協議するものであります。

よろしくご協議賜りますようお願い申し上げます。

教育長

ただいま提案されました協議第33号について、ご質問等がありましたらお願いします。

補足の説明はありますか。

総務課長

基本目標については、「未来に向かい 自ら学び 互いを支える人づくり」といたしました。この目標の意味としては、「未来に向かい」については、環境変化に対する課題を明らかにし、未来に対応できる教育と整理し、「自ら学び」については、主体的に生涯を通じた学びを意図しており、「互いを支える」については、互いを尊重し、互いに支えあう考え方を育てることとして整理しております。

また、基本目標に対する施策の展開としては3つの基本方針を定めており、それぞれ、「基本方針1 未来に輝く人づくり」、「基本方針2 未来を創る人づくり」、「基本方針3 すべての人が活躍できる環境づくり」としております。

基本方針の下に、基本施策1-1「結婚・出産・子育ての希望を叶える」を定め、その推進方針として4つの事業を進めることとしており、これ以降の基本方針も同様としております。

それぞれの推進方針では、成果指標を定めており、現状値を把握した上で、令和7年度、令和12年度の目標値を定めています。

今後の策定日程に関しては、12月18日から1月7日までパブリックコメントを実施することとしており、これに合わせ、市議会全員協議会においても事前説明する予定としております。その後、2月の教育委員会定例会にて議決いただきたいと考え

ております。

教育長

改めて、質問等ございますか。

(「無し」との発言あり)

それでは、協議第33号は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議無し」との発言あり)

ご異議なしと認めます。よって、協議第33号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、協議案件第34号「北上市いじめ対策専門委員会委員の任命について」を議題といたします。

議案の朗読を省略して直ちに提案理由の説明を求めます。学校教育課長。

学校教育課長

ただいま上程になりました協議案件第34号北上市いじめ対策専門委員会委員の任命について、協議の理由を申し上げます。

いじめの防止等の対策を推進するため、北上市いじめ問題対策連絡協議会等条例第9条に基づき北上市いじめ対策専門委員会を設置しておりますが、4人の委員の任期満了に伴い、天間さん、青山さん、小川さん、佐々木さんの4人を引き続き任命しようとするものであります。

任期は、令和3年1月1日から令和4年12月31日までとするものであります。

いずれも経験、識見ともに適任と確信するものであります。

以上、よろしくご審議の上、原案のとおり承認を賜りますようお願い申し上げます。

教育長

ただいま提案されました協議第34号について、ご質問等がありましたらお願いします。

補足の説明はありますか。

学校教育課長

4名は、それぞれ専門性を有した方となっており、法律の専門家である弁護士、心理の専門家である臨床心理士、福祉の専門家である社会福祉士、教育の専門家である大学教授を任命するものです。

教育長

改めて、質問等ございますか。

高橋隆紀委員

昨年度の実績はありますか。

学校教育課長

定例で年1回、状況等を説明する会議を開催しております。

教育長

改めて、質問等ございますか。

(「無し」との発言あり)

それでは、協議第34号は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議無し」との発言あり)

ご異議なしと認めます。よって、協議第34号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

お諮りします。

次の協議第35号「北上市保健・子育て支援複合施設条例について」、協議第36号「北上市ファミリーサポートセンター規則の一部を改正する規則について」、協議第37号「北上市一時保育事業実施要綱について」及び協議第38号「北上市屋内遊び場事業実施要綱について」以上4件は、関連がありますので、一括して協議したいと存じますが、ご異議ございませんか。

(「異議無し」との発言あり)

ご異議なしと認めます。よって、協議第35号、協議第36号、

協議第37号及び協議第38号は、一括して協議いたします。

議案の朗読を省略して直ちに提案理由の説明を求めます。子育て支援課長。

子育て支援課長

ただいま上程になりました協議第35号北上市保健・子育て支援複合施設条例、第36号北上市ファミリーサポートセンター規則の一部を改正する規則、第37号北上市一時保育事業実施要綱及び第38号北上市屋内遊び場事業実施要綱について、協議理由を申し上げます。

市民の健康増進、子育ての支援及び交流の推進を図るため、北上市保健・子育て複合施設を設置し、当該施設内に子育て支援施設を整備しようとするものであります。

制定等の内容ですが、北上市保健・子育て支援複合施設条例において、施設の構成、開館時間及び休館日等を定め、北上市ファミリーサポートセンター規則の一部を改正する規則において、北上開発ビルに設置している北上市ファミリーサポートセンターを同施設に移転するため事務所の位置を変更しようとするものであります。

次に、北上市一時保育事業実施要綱において、一時的に保育が必要となる児童を預かる一時保育事業を新たに同施設で実施するため、また、北上市屋内遊び場事業実施要綱において、屋内で子どもが遊ぶことができる場を提供するため、それぞれ必要な事項を定めようとするものであります。

施行日は、令和3年3月22日とするものであります。

以上、よろしくご協議の上、承認賜わりますようお願い申し上げます。

教育長

ただいま提案されました協議第35号、協議第36号、協議第37号及び協議第38号について、ご質問等がありましたらお願いします。

補足の説明はありますか。

子育て支援課長

北上市保健・子育て支援複合施設は、現在工事中であり、ツインモールプラザ西館の1階及び2階に設置される施設となります。

1階には、子育て支援センター、総合受付、検診室、市民交流プラザが配置され、2階には、一時保育室、1階ともつながった屋内遊び場等が設置されることとなります。

北上市保健・子育て支援複合施設hoKkoでは、当課に関連しては、子育て支援センター、ファミリーサポートセンター、子育て支援コンシェルジュ、一時保育室、屋内遊び場の5つの機能を有することとなります。

子育て支援センターは、大通り支援センターが移転し同様の機能を有することとなります。併せて、大通り支援センターに併設されているファミリーサポートセンターと子育て支援コンシェルジュも移管されることとなります。

また、一時保育については、6ヶ月以上の未就学児6名を定員とし、日祝日及び年末年始以外は開所し、保育料をいただき、業務委託により市が運営する予定であります。なお、hoKkoのオープンは、3月22日ですが、一時保育室のみ4月1日開所となります。また、現在、市内では一時保育可能な施設が1箇所あり、hoKkoの一時保育室は市内2箇所目となります。

屋内遊び場については、年末年始以外は開所することとしております。2歳以上の未就学児が基本的な対象ではありますが、運用としては兄弟の利用も可能とする予定としております。また、1回当たり最大20名の定員とし、入れ替えしながら運用したいと考えております。なお、利用料については、無料とすることとしております。

教育長

改めて、質問等ござりますか。

照井涉委員

屋内遊び場については、当日申し込みとなるのでしょうか。

子育て支援課長

予約等は不要であり、当日の申し込みとなります。

佐藤委員

屋内遊び場と同様に他施設も昼の1時間休憩が発生するのでしょうか。

子育て支援課長

昼休憩が発生するのは、屋内遊び場のみとなります。

ただし、当初の予定では、入れ替えを想定して1時間の昼休憩を想定しておりましたが、昼時間の利用も想定されるとの指

摘を受けていることから、現在、再検討中となっております。

教育長

改めて、質問等ございますか。

(「無し」との発言あり)

それでは、協議第35号、協議第36号、協議第37号及び協議第38号は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議無し」との発言あり)

ご異議なしと認めます。よって、協議第35号、協議第36号、協議第37号及び協議第38号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

お謀りします。

次の協議第39号「二子学童保育所の指定管理者の指定について」、協議第40号「いわさき学童保育所の指定管理者の指定について」及び協議第41号「和賀東学童保育所の指定管理者の指定について」以上3件は、関連がありますので、一括して協議したいと存じますが、ご異議ございませんか。

(「異議無し」との発言あり)

ご異議なしと認めます。よって、協議第39号、協議第40号及び協議第41号は、一括して協議いたします。

議案の朗読を省略して直ちに提案理由の説明を求めます。子育て支援課長。

子育て支援課長

ただいま上程になりました協議第39号二子学童保育所の指定管理者の指定、協議第40号いわさき学童保育所の指定管理者の指定及び協議第41号和賀東学童保育所の指定管理者の指定について、提案理由を申し上げます。

二子学童保育所の指定管理者として二子学童保育所父母会を指定し、いわさき学童保育所の指定管理者としていわさき学童保育所運営委員会を指定し、また、和賀東学童保育所の指定管

理者として和賀東学童保育所わがの子クラブ父母会を指定し、安定的かつ継続的な学童保育所の運営を推進しようとするものであります。

なお、指定の期間は令和3年4月1日から令和6年3月31日までとするものであります。

以上、よろしくご協議の上、承認賜わりますようお願い申し上げます。

教育長

ただいま提案されました協議第39号、協議第40号及び協議第41号について、ご質問等がありましたらお願いします。

補足の説明はありますか。

(担当課長より無しの発言)

改めて、質問等ございますか。

(「無し」との発言あり)

それでは、協議第39号、協議第40号及び協議第41号は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」との発言あり)

ご異議なしと認めます。よって、協議第39号、協議第40号及び協議第41号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に協議第42号「樺山歴史の広場の指定管理者の指定について」を議題といたします。

議案の朗読を省略して直ちに提案理由の説明を求めます。文化財課長。

文化財課長

ただいま上程になりました協議第42号樺山歴史の広場の指定管理者の指定について、提案理由を申し上げます。

樺山歴史の広場の指定管理の期間が令和3年3月31日で終期

となりますので、次の指定管理者として、稻瀬町自治協議会を引き続き指定しようとするものであります。

稻瀬町自治協議会は、平成18年度から当施設の指定管理を行っており、施設の維持管理を円滑に行っているうえに、施設を活用した事業にも積極的に取り組んでおり、指定管理者として適任であると確信しております。

なお、指定の期間は、令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5か年であります。

よろしくご協議の上、承認賜りますようお願い申し上げます。

教育長

ただいま提案されました協議第42号について、ご質問等がありましたらお願いします。

補足の説明はありますか。

(担当課長より無しの発言)

改めて、質問等ございませんか。

(「無し」との発言あり)

それでは、協議第42号は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議無し」との発言あり)

ご異議なしと認めます。よって、協議第42号は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に協議第43号「北上総合運動公園体育施設条例の一部改正について」を議題といたします。

議案の朗読を省略して直ちに提案理由の説明を求めます。スポーツ推進課長。

スポーツ推進課長

ただいま上程になりました協議第43号北上総合運動公園体育施設条例の一部を改正する条例について、提案の理由を申し上

げます。

この条例は、北上総合運動公園内の北上第2運動場に、夜間照明施設を整備することに伴い、北上総合運動公園体育施設条例の北上第2運動場の使用時間の延長のほか、新に夜間照明施設使用料を定めようとするものであります。

なお、施行日は、令和3年4月1日とするものであります。
よろしくご協議の上、承認賜りますようお願い申し上げます。

教育長

ただいま提案されました協議第43号について、ご質問等がありましたらお願いします。

補足の説明はありますか。

スポーツ推進課長

使用時間を夜間照明の設置に伴い、現状の午後7時までから午後9時までに延長したいと考えております。

夜間照明使用料は、受益者負担の観点から、施設整備及び管理コストの50%程度を利用者に負担いただくことを原則に利用料金を設定しており、夜間照明1時間当たりの使用料は、全面使用の際は2,000円、半面使用の際は1,000円と設定しております。

教育長

改めて、質問等ござりますか。

高橋隆紀委員

夜間照明は、何基設置されるのでしょうか。

スポーツ推進課長

第2運動場に6箇所設置するものとなります。

高橋隆紀委員

半面使用の際は、点灯する照明も半数となるのでしょうか。

スポーツ推進課長

半面使用の際は、6箇所のうち2箇所が全点灯、2箇所が半点灯となります。

教育長

改めて、質問等ござりますか。

(「無し」との発言あり)

それでは、協議第43号は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議無し」との発言あり)

ご異議なしと認めます。よって、協議第43号は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

お諮りします。

次の協議第44号「村崎野勤労者体育館等の指定管理者の指定について」、協議第45号「北上市民江釣子体育館等の指定管理者の指定について」、協議第46号「和賀川グリーンパークテニスコート等の指定管理者の指定について」及び、協議第47号「北上市北部交流館の指定管理者の指定について」以上4件は、関連がありますので、一括して協議したいと存じますが、ご異議ございませんか。

(「異議無し」との発言あり)

ご異議なしと認めます。よって、協議第44号、協議第45号、協議第46号及び協議第47号は、一括して協議いたします。

議案の朗読を省略して直ちに提案理由の説明を求めます。スポーツ推進課長。

スポーツ推進課長

ただいま上程になりました協議第44号村崎野勤労者体育館等の指定管理者の指定及び協議第45号北上市民江釣子体育館等の指定管理者の指定、協議第46号和賀川グリーンパークテニスコート等の指定管理者の指定、協議第47号北上市北部交流館の指定管理者の指定について、提案理由を申し上げます。

村崎野勤労者体育館等及び北上市民江釣子体育館等、北上市北部交流館の指定管理者として株式会社小原建設を指定し、また、和賀川グリーンパークテニスコート等の指定管理者として公益財団法人北上市体育協会を指定し、安定的かつ継続的な体育施設の運営を推進しようとするものであります。

なお、指定の期間は令和3年4月1日から令和8年3月31日までとするものであります。

以上、よろしくご協議の上、承認賜わりますようお願い申し上げます。

教育長

ただいま提案されました協議第44号、協議第45号、協議第46号及び協議第47号について、ご質問等がありましたらお願ひします。

補足の説明はありますか。

スポーツ推進課長

今回の指定管理の指定に係り、管理区分を変えております。変更点としては、令和2年度に開館し、これまで1年間の指定管理を指定していた北部交流館について、利用者の利便性や管理の効率性を鑑み、北部地区エリアに編入することとしたものです。ただし、北部交流館自体は、スポーツ施設ではないことから、議案としては、村崎野勤労者体育施設等とは別にしておりますが、管理上は、北部地区エリアとして一体で指定管理するものであります。

また、江釣子地区の管理区分はこれまで1つとしておりましたが、施設数、利用者数が多く、管理の負担が大きいことから、今回から2つに区分したものとなります。特に和賀川グリーンパークは、通常の利用者数も多く、稼働率も高いことに併せ、大規模な大会等も開催されることから、区分を整理し直したものとなります。

教育長

改めて、質問等ござりますか。

(「無し」との発言あり)

それでは、協議第44号、協議第45号、協議第46号及び協議第47号は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議無し」との発言あり)

ご異議なしと認めます。よって、協議第44号、協議第45号、協議第46号及び協議第47号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

これをもちまして、本日の会議を閉じさせていただきます。

(閉会 午後 2 時00分)